

# V

# 参考資料

## 1 計画の策定方法

(1) 福祉のまちづくり やってみゅ～で・わがまち座談会 の開催 .....	78ページ
(2) 市民意識調査結果概要 .....	79ページ
(3) 地域活動の担い手アンケート調査結果概要 .....	82ページ
(4) 計画策定体制 .....	90ページ
(5) 計画策定の取り組み状況 .....	94ページ

## 2 長崎市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口 .....	95ページ
(2) 世帯 .....	99ページ
(3) 地域の人的資源 .....	100ページ

## 3 その他

(1) 長崎市よかまちづくり基本条例 .....	102ページ
--------------------------	--------

# 1

## 計画の策定方法

地域福祉の主体は、地域住民の皆さんです。

地域福祉計画の策定においても、地域住民の皆さんのご意見を反映する必要があるため、座談会での意見交換やアンケート調査を行いました。

### (1) 福祉のまちづくり やってみゅ～で・わがまち座談会の開催

第1期計画期間（H23年度～H27年度）に開催した座談会では、自分たちの地域の良いところ・気になるところ、また、気になるところの解決アイデアについて意見が出されました。

「地域の気になるところ」の主な意見については8～9ページに掲載しています。

「解決アイデア」の主な意見については、Ⅲ具体的に取り組むにあたって（33～65ページ）に【座談会で出された取り組みのアイデア】として掲載しています。

#### ◆座談会の開催状況

年度	開催地区	延べ参加者
23	三原地区	71人
	為石地区	72人
24	土井首・南陽地区	109人
	高尾地区	64人
	錢座地区	66人
	長浦・形上・尾戸地区	52人
25	仁田南部地区	76人
	蚊焼地区	79人
	城山地区	49人
	北大浦地区	59人
26	矢上地区	40人
	外海地区	46人
	浪の平地区	90人
	山里地区	78人



## (2) 市民意識調査結果概要

### 1 調査の目的

この調査は、「長崎市地域福祉計画」策定の基礎資料とするため、地域福祉に関する市民意識や地域での支え合いの状況、地域活動の実態、日常生活での課題や問題点等を把握することを目的として実施しました。

### 2 調査設計及び回収結果

調査対象者	市内にお住まいの 20 歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査数	2,000 人
有効回収数（有効回収率）	1,063 人 (53.2%)
調査期間	平成 27 年 1 月 14 日～平成 27 年 2 月 10 日

※ 毎年市が行う「市民意識調査」に地域福祉に関する項目を追加して実施

### (1) 基本属性 (N=1,063)

① 性別 「女性」 59.5%、「男性」 39.0%、「無回答」 1.5%

② 年齢

20 代	8.3%
30 代	11.4%
40 代	13.2%
50 代	17.5%
60 代 (60~64 歳)	12.3%
60 代 (65~69 歳)	12.7%
70 歳以上	23.3%
無回答	1.3%

高齢者 36%

③ 通算居住年数

生まれた時から	23.4%	5~10 年未満	6.1%	不明	2.0%
1 年未満	1.1%	10~20 年未満	9.9%		
1~3 年未満	2.6%	20~30 年未満	13.5%		
3~5 年未満	2.4%	30 年以上	39.0%		

④ 世帯状況

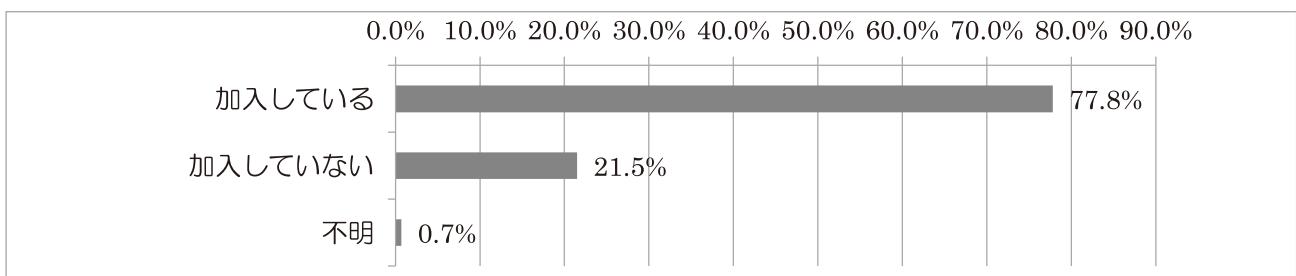
一人暮らし	11.3%	二世代世帯	47.3%	その他	3.1%
夫婦のみ世帯	29.4%	三世代世帯	6.6%	無回答	2.3%

## (2) 地域での生活について

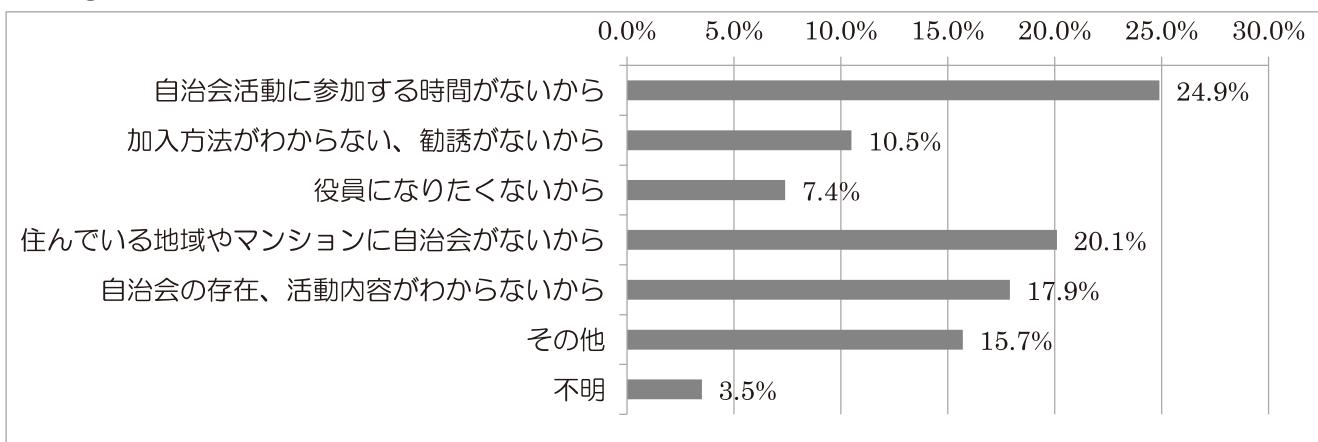
- ① 現在、どの程度の「ご近所づきあい」をしているか
  - ② 今後、どの程度の「ご近所づきあい」を理想とするか
  - ③ 生活の中で、となり近所の人に手助けや協力をしてほしいこと
  - ④ 自身が、となり近所の人に対して手助けや協力できること
- } ・・・ 6 ページに記載
- } ・・・ 7 ページに記載

## (3) 地域活動について

### ① 自治会への加入状況

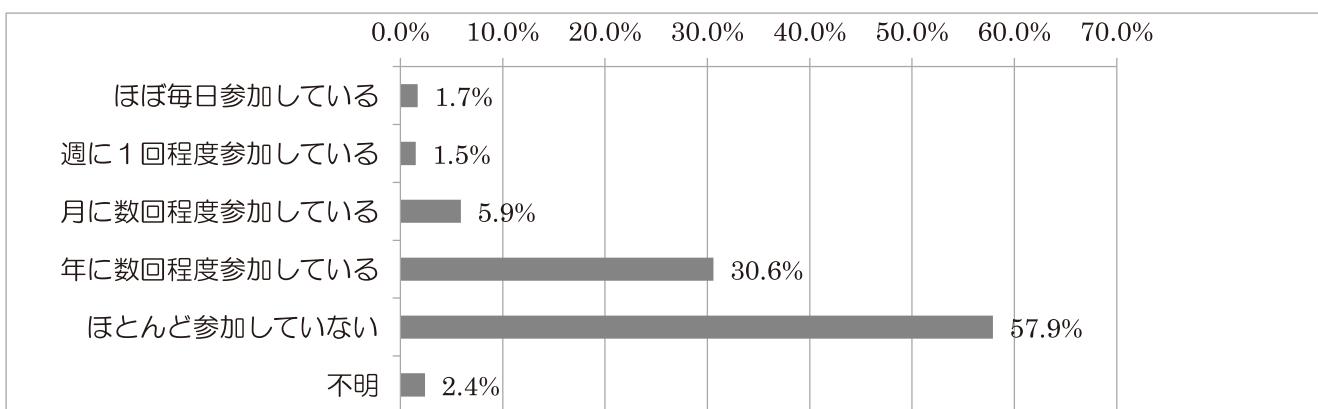


### ② 自治会に加入していない理由



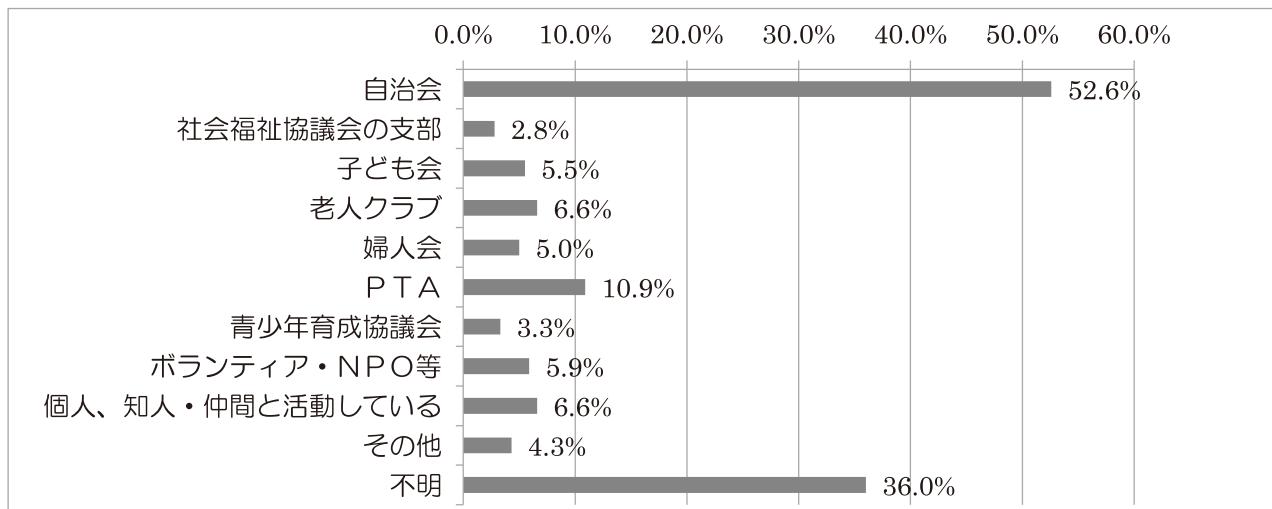
### ③ 「まちづくり」などの活動や運動への参加状況（行動）

※「まちづくり」とは、自分たちのまちを少しでも住みやすくするために、住民が主体となって、目標を定めその実現に向けて行動することをいう。

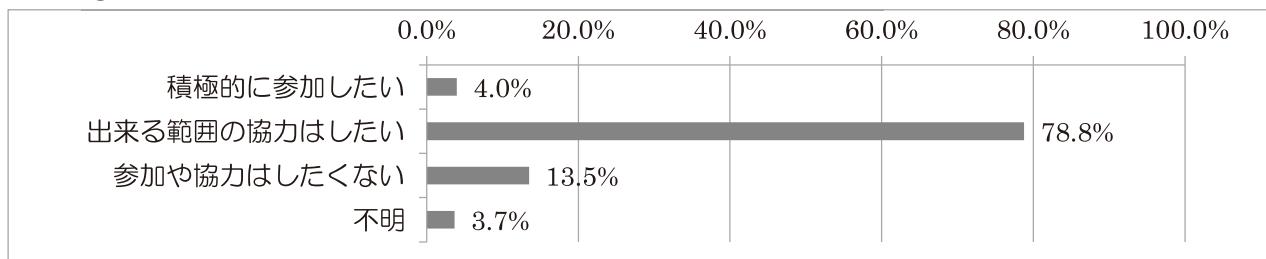


④ 団体の活動への参加状況（複数回答）

(③で「ほとんど参加していない」以外と答えた方への質問)

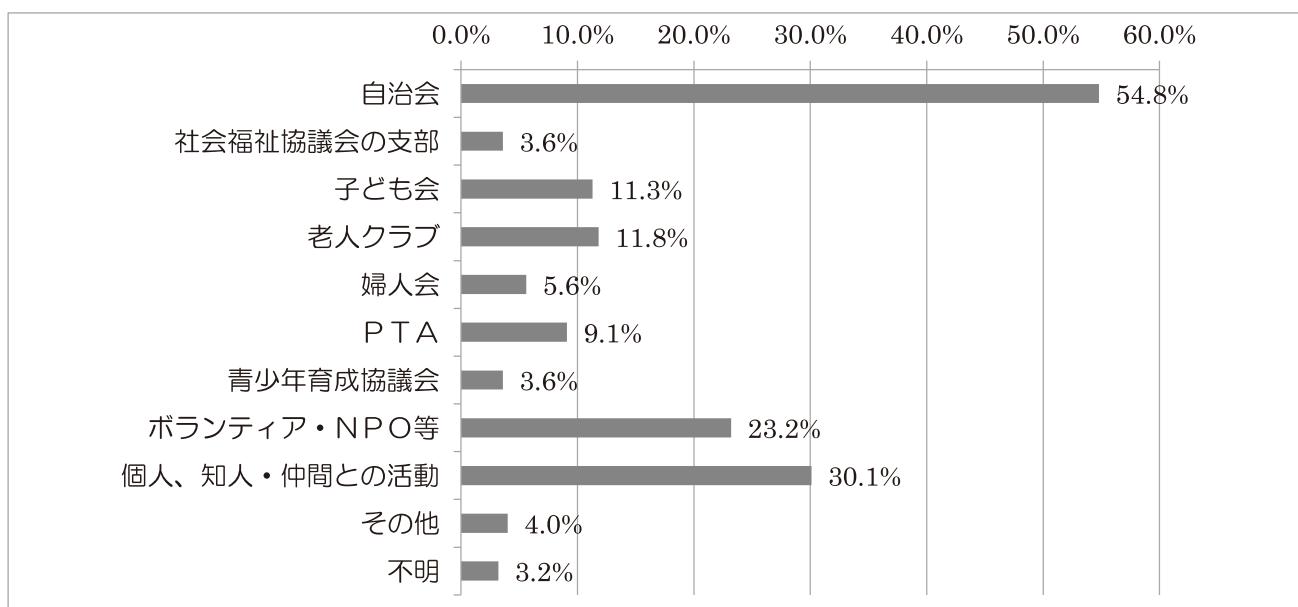


⑤ 地域活動や市民活動に対する考え方（意識）

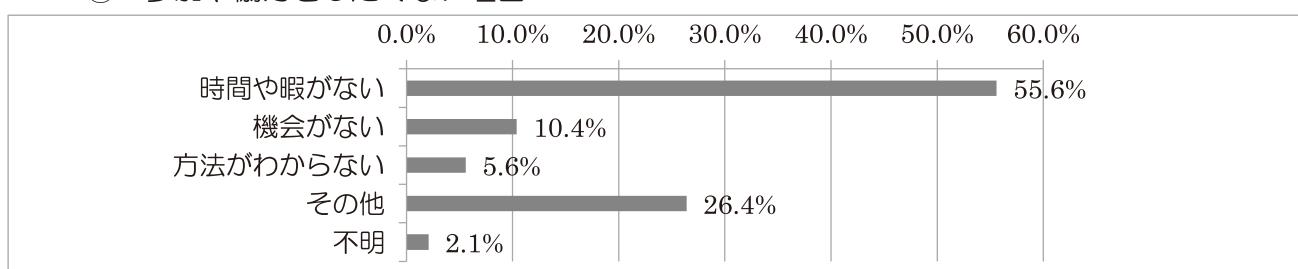


⑥ 次のような地域での活動への参加意向（複数回答）

(⑤で「積極的に参加したい」「出来る範囲の協力はしたい」と答えた方への質問)



⑦ 参加や協力をしたくない理由



### (3) 地域活動の担い手アンケート調査結果概要

#### 1 調査の目的

この調査は、「長崎市地域福祉計画」策定の基礎資料とするため、地域活動の担い手の方々に対し、現状と課題、市に期待すること等を把握することを目的として実施しました。

#### 2 調査設計及び回収結果

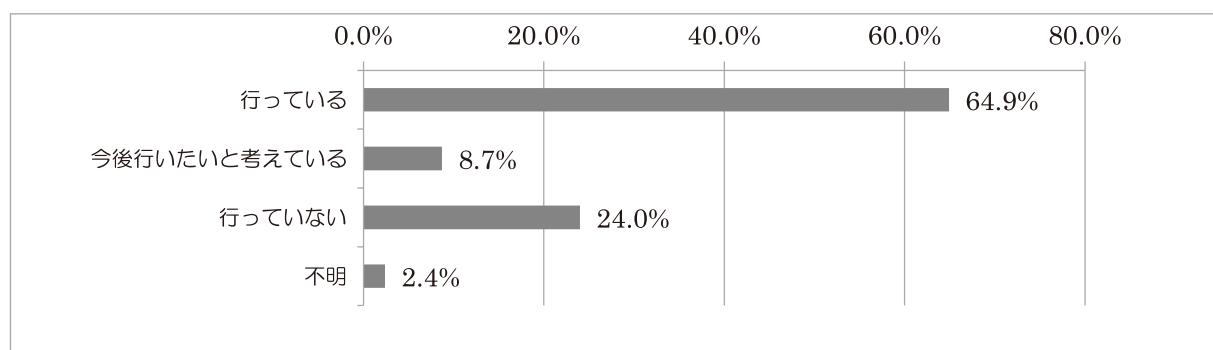
調査対象者	地域活動に取り組む各団体(※)の代表者
調査数	1,893 人
有効回収数（有効回収率）	1,125 人 (59.4%)
調査期間	平成 27 年 2 月 10 日～平成 27 年 4 月 23 日

調査対象団体：社協支部、自治会、地区民児協、青少年育成協議会、子ども会、老人クラブ、小中学校 PTA、NPO 法人、ボランティア団体

#### (1) 地域での見守り等について

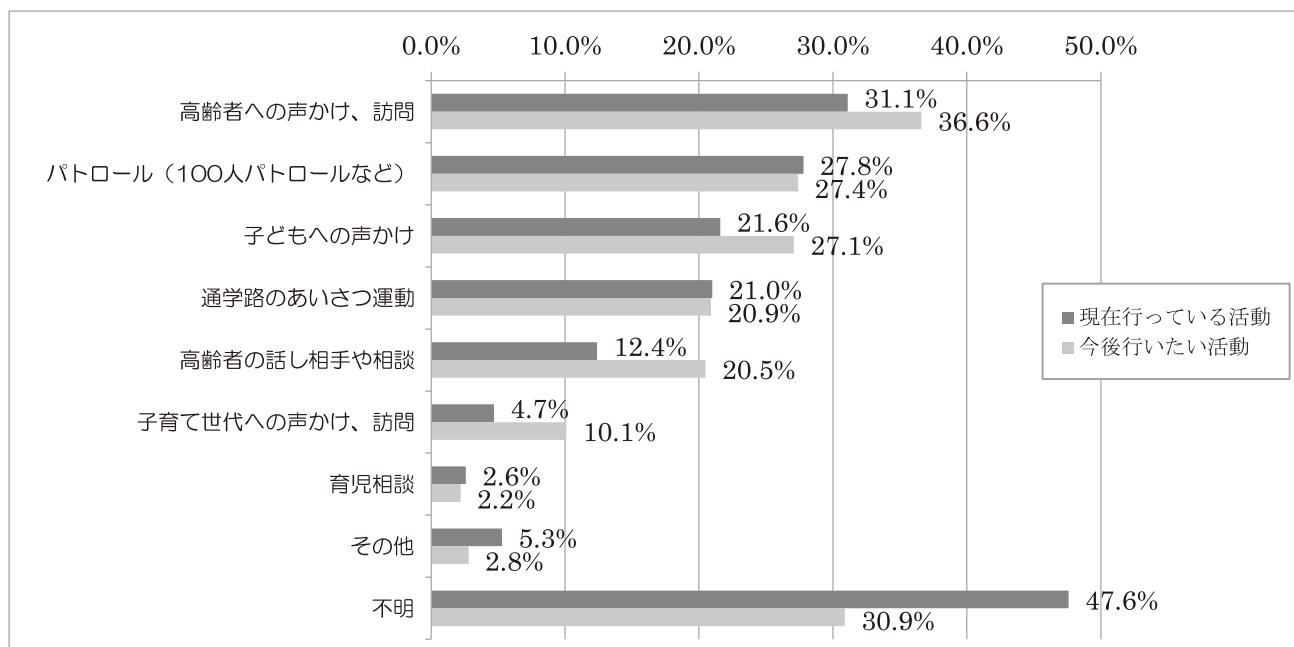
##### ① 貴団体において、地域における見守り等の活動について

(例) パトロール、あいさつ運動、高齢者への声かけ、安否確認等

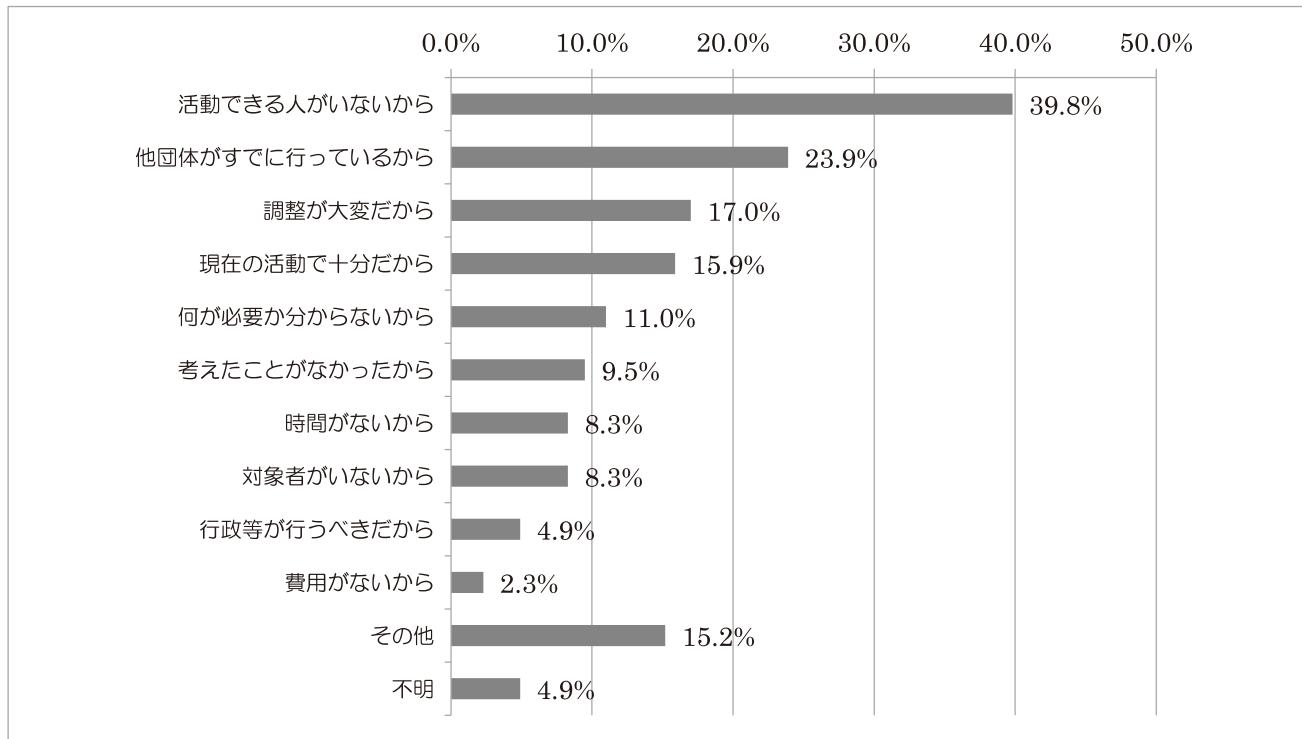


##### ② 現在行っている地域における見守り等の活動について（複数回答）

(①で「行っている」「今後行いたい」と答えた方への質問)

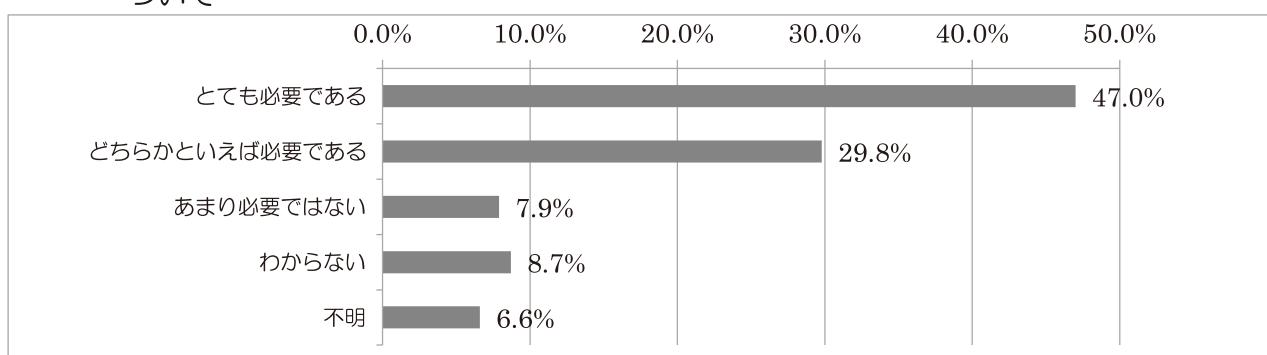


③ 地域における見守り等の活動を行っていない理由（複数回答3つまで）  
 (①で「行っていない」と答えた方への質問)



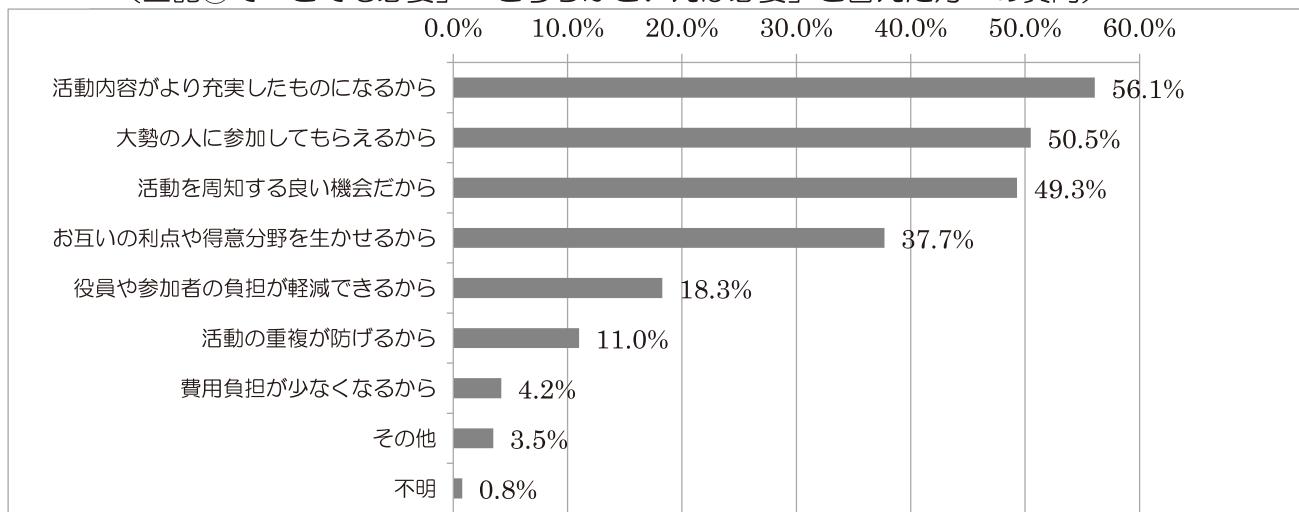
(2) 地域団体等の連携について

① 地域活動を進めるうえで、他の地域団体やボランティア等との連携や協働の必要性について



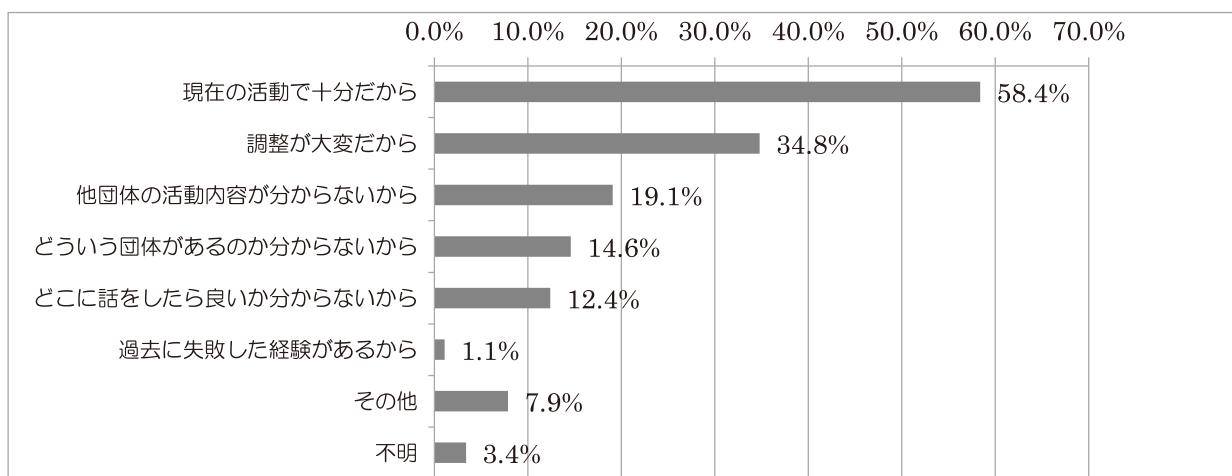
② 連携や協働が必要だと思う理由（複数回答）

(上記①で「とても必要」「どちらかといえば必要」と答えた方への質問)



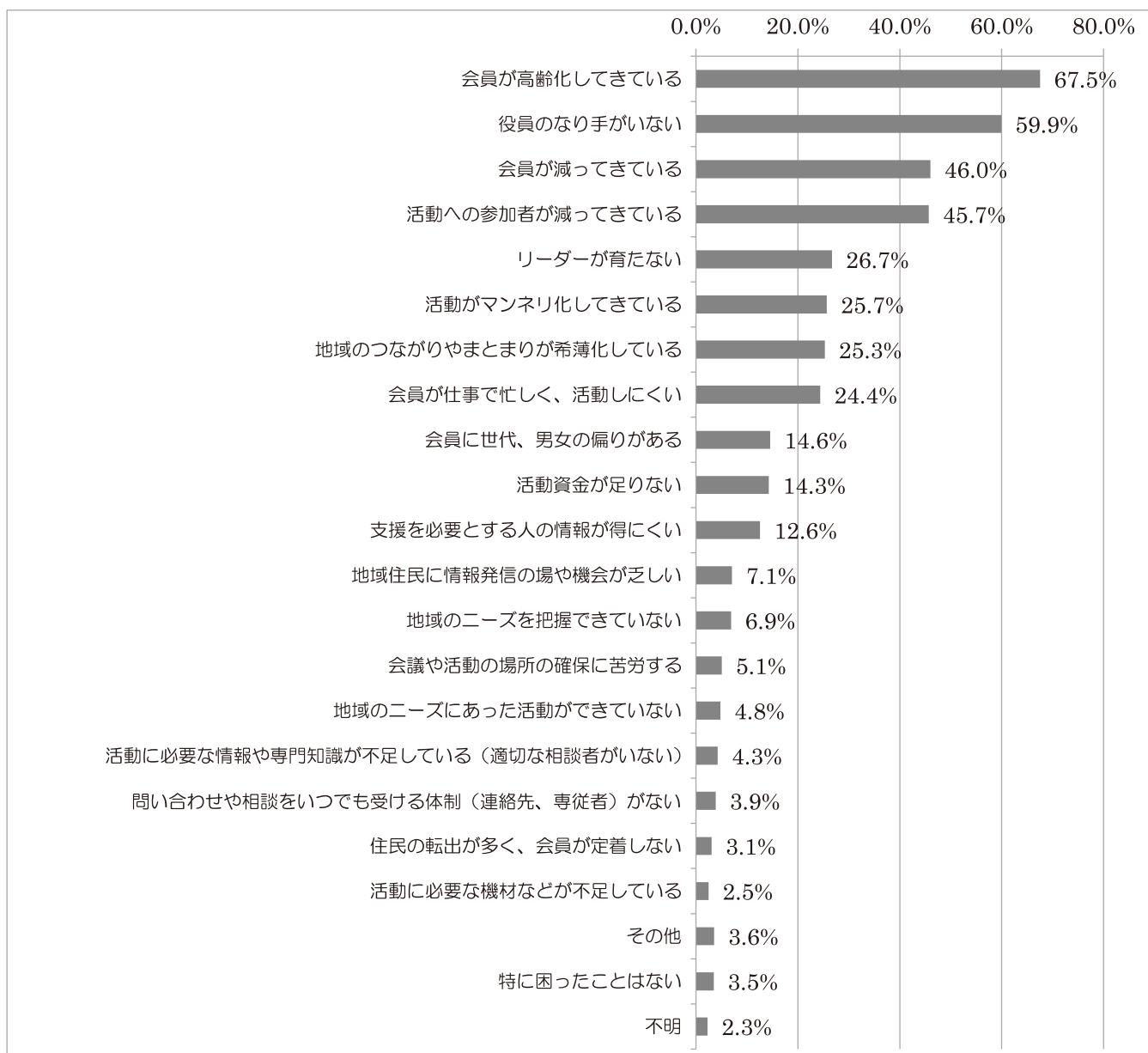
③ 連携や協力が必要ではないと思う理由（複数回答）

（上記①で「必要ではない」と答えた方への質問）

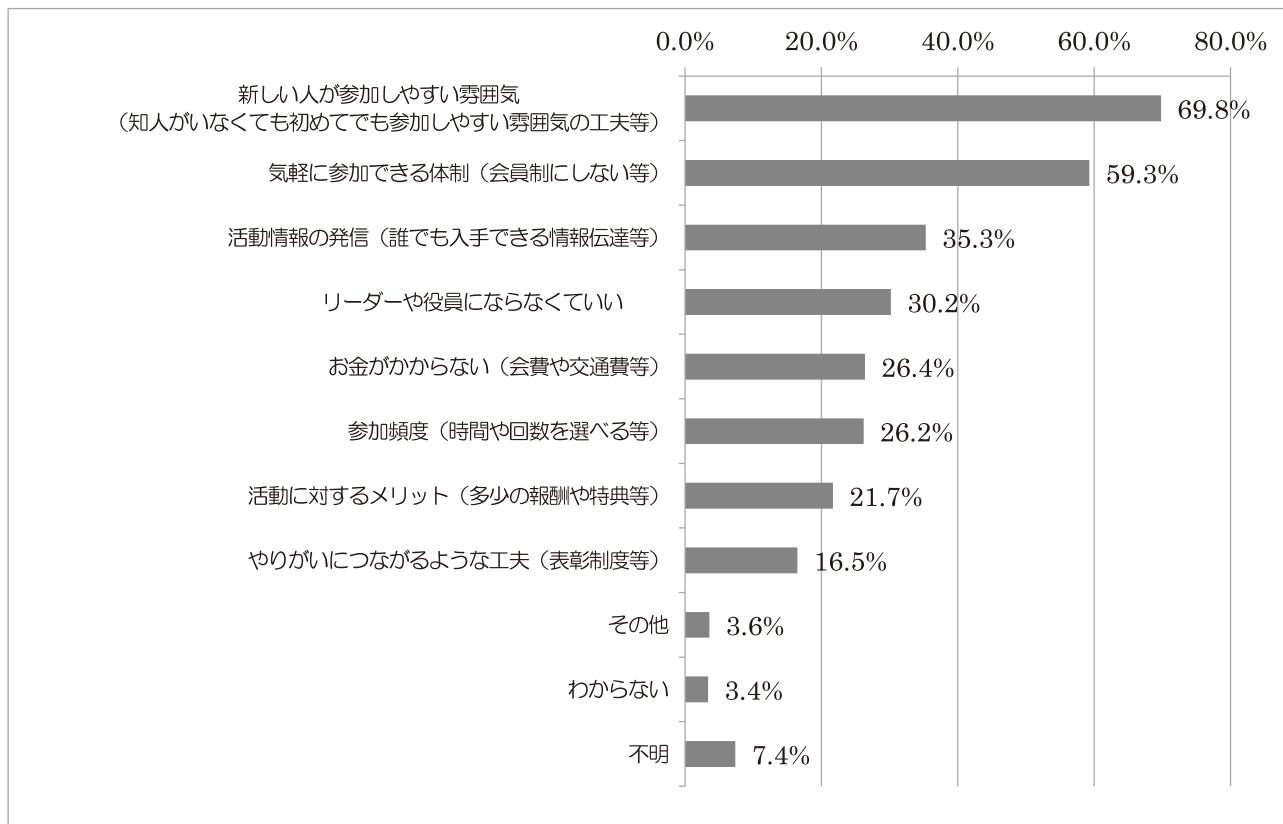


### （3）地域活動全般について

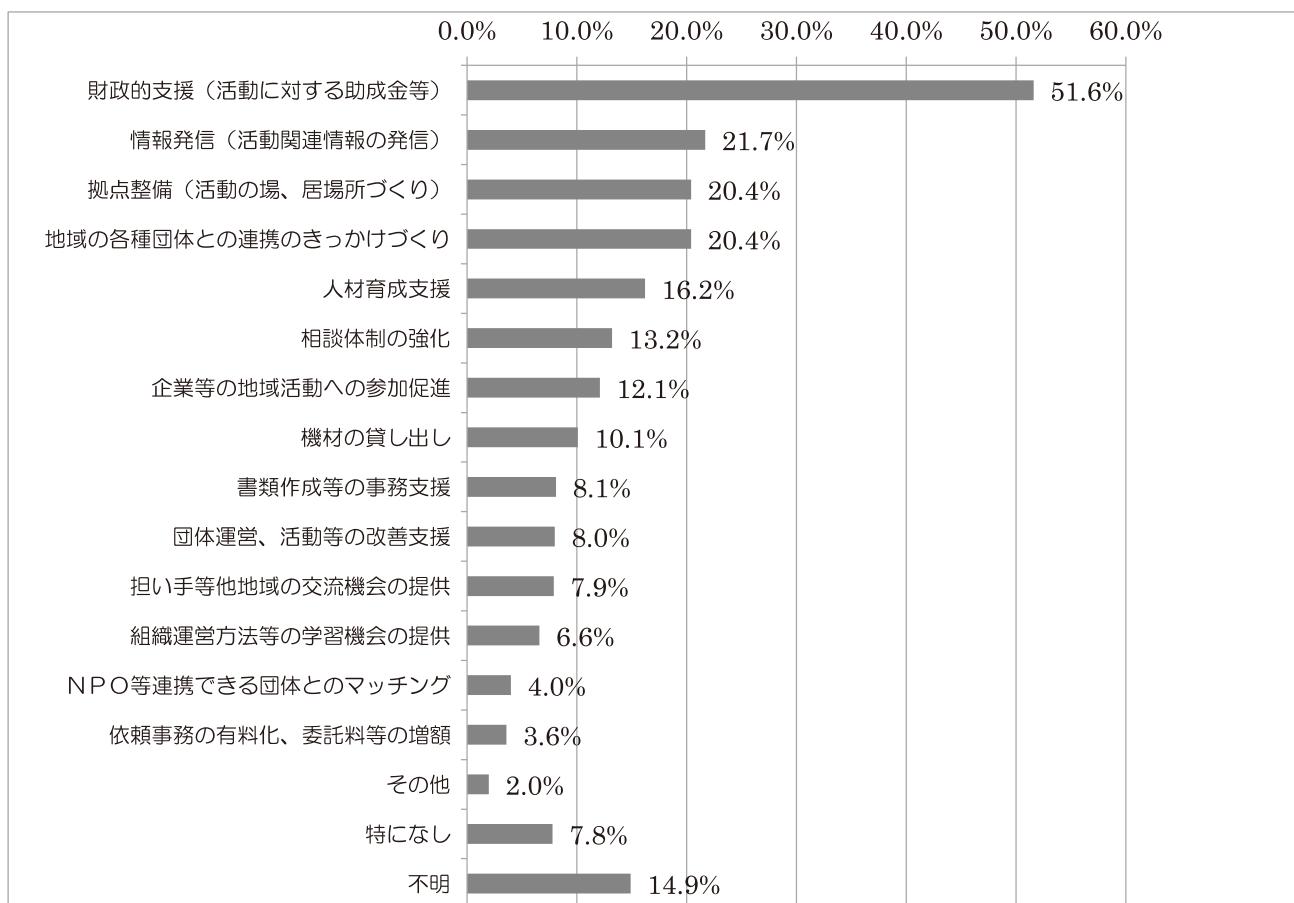
①貴団体が地域活動を行ううえで、困っていること（複数回答）



② 多くの方が地域活動に参加しやすくなるための環境や条件（複数回答）



③ 地域活動がより活発になるための行政等からの必要な支援（複数回答）



○「特に力を入れている活動の中で工夫されている点等」の自由記述

意 見	所属団体
高齢者食事会に小学生にも参加してもらい楽器の演奏等をしてもらっている。今後は中学生にも参加してもらう予定である。	社協支部
・高齢者ふれあいサロン室（週1回）→町内放送で周知 ・一人暮らしの方々に対し食事会（月1回）→該当者チラシでの周知	社協支部
高齢者支援においては、当民児協独自の取り組みによるネットワーク構築票を作成し、見守り、災害時の支援に役立てています。	地区民児協
民生委員制度創設100周年に向けた「災害時一人も見逃さない運動」の展開のため、自治会長、老人会長との協議会を開催し、支援体制づくりの構築を目指している。消防団員の防火訪問に同行し一人暮らし高齢者の見守りもしている。→他団体との連携。 子ども支援には主任児童委員はもとより、児童委員としても全員で参画している。	地区民児協
自治会役員、近隣協力者に日常生活の中での声掛け等お願いしている。	地区民児協
学校及び地域の子どもたちとの信頼関係を如何に築くか、私達一人一人を知ってもらうため、学校行事には全員が参加。具体的には子どもを守るネットワーク、集団下校をはじめ、読み聞かせのサポートなどの他、花苗植付けなどを手伝い、子どもたちと顔をあわせる機会を多くもつ様工夫している。	地区民児協
高齢独居者が増えてきた為、世帯票と共に共助票を作り、独居者支援の輪作り、緊急連絡先の把握を行っている。	自治会
高齢のかたが多いので、道路端や階段に白線を引いたり、階段に手摺りや街路灯の設置、道路沿いの草刈り等を実施して、特に屋外での事故防止に努めている。	自治会
ひとり暮らしの高齢者宅配食サービス活動(年2回)においては事前に対象者も含めた「かんたんに作れてヘルシー」な料理の実習（公民館講座として）を行い試食する。	自治会
夏祭り、秋祭りは、自治会、老人会、子ども会代表で実行委員会を作り、幅広い年代層の融和をはかっている。	自治会
小規模町内（自治会）でありますが、祭り、文化コンサートなど自治会内での交流と他地区からの交流人口が増えることなど力を入れている。	自治会
学校と自治会（連合自治会）の密なる連絡と打ち合わせを行い、問題を共有している。	自治会
ごみの分別及び資源化の推進を強化するため、以前は1名だった推進員を7名に増員。7名全員が毎週、資源化の啓発活動と集団回収活動を積極的に推進しています。	自治会
高齢者及び一人住まいのかたが多いため、月1回の掃除のとき、各組長より必ず防災グッズ及び水、薬などの確認の実行	自治会
自治会の区域を5分割し自主避難訓練を実施している。できるだけ多くの住民に参加してもらうため避難場所の公民館で備蓄の飲食物の試食や防災講話、自主防災組織の説明等を実施し住民の防災意識を高めている。	自治会
自治会加入世帯に対し、防災リュックを順次支給している。	自治会
自治会活動の周知徹底を図るため「自治会だより」に市からの連絡事項、地区自治会活動、当自治会活動の全てを記載し、月一回班長会議で周知、その後班長が班回覧している。	自治会
自治会費以外はあまり収入がない為、耕作放棄地を開墾して自治会会員で、ソバ、小麦を作り、グリーンツーリズムや道の駅等に売り収入源にしている。	自治会

敬老会、成人式の該当調査に世帯表をデータベース化し年齢の検索に利用しています（調査の省力化）	自治会
高齢者宅の電球交換、庭樹の道路等のはみ出し部分の枝切り、家具の移動等の支援	老人クラブ
老人クラブ会員の中には活動に参加できない人もいる。すべての会員に情報を伝達するため適宜「たより」を発行、又、誕生日プレゼントを届けることで、全会員の安否確認を行っている。	老人クラブ
なるべく親同士が気軽に参加できるような内容、日程調整をしている。（例）金曜日、土曜日の夜に集まる。兄弟、姉妹も一緒に参加できる行事を考えるなど	子ども会
最近は親同士の連携がうすれてきているので、まずそこをつながる工夫をしています。小さなイベントを多くしなるべく多くのかたが関わる事で人間関係を築き地域の子どもたちを守っていけたらと思っております。	PTA

○「困りごとを解決するための取り組みや工夫されている点等」の自由記述

意 見	所属団体
会合を行うとき、参加者には「1人1言発言」をして貰い活性を図るようにしている。	地区民児協
専門部（大人に関する部会、子どもに関する部会）を作り、関係機関と連絡を密に取るよう部単位で活動するようにしている。	地区民児協
会社、店舗等の代表者及び社員への自治会参加を勧誘	自治会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月だよりを発行し情報の共有を図っている。</li> <li>・仕事→現役中でもできる自治会活動の体制作り。</li> </ul>	自治会
自治会への入会者を増やす為に、未加入者世帯へも広報誌などを役員が配布して廻っている。関心を持って貰う為の取り組みである。	自治会
自治会を存続させるため、会則の改正を行った。任期や班編成など。	自治会
新年度では住民に対し「どんな事をしてほしいか」のアンケートを取る予定。	自治会
住民の転入については、その都度面談を行い、自治会会則、役員、ごみ出し規則等を説明し、名簿の提出をお願いしている。（敬老会参加、出産祝、成人祝等慶弔関係を含む）	自治会
年長者などの区長の免除など行い自治会会員数の減少に努めている。	自治会
毎月の班長会に出席出来ない班は、班の近くに手作りの箱を置き、班員が各自箱の中の「広報ながさき」「自治会月報」等を取る。1人だけの場合は役員が一軒一軒配布している。	自治会
每月1回役員会を行い、議事録を作成して配布し、情報を共有できるようにしている。 この積み重ねで、まずは役員内問題意識を提起し、活性化していきたい！	自治会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員増を図るため、役員が家庭訪問を計画的に実施している。</li> <li>・役員の後継者を育てるために、若い会員を役に就くお願いをしている。</li> <li>・高齢の会員宅を訪問し、健康状態を把握し、さらに、会の活動状況を報告するとともに、会合、行事への参加についてお願いしている。</li> </ul>	老人クラブ
新年度に自治会の回覧板に「子ども会へのおさそい」を入れてもらい、活動内容等をお知らせする。	子ども会
なるべく声掛けをする。できる人ができる時にするよう配慮する。強要しない。	子ども会
2年前より若手センター制を導入、新しい役員を育成、現在センター28名。	育成協

<ul style="list-style-type: none"> <li>役員になっても出席を強制しない（例え会議でも）無理はしない。その代わりに「報告・連絡・相談」を徹底している（メールなどで一斉送信など）</li> <li>問題が発生した場合は会長へ必ず報告、1人で判断しない事により責任を分散している。しかし方向づけは会長でしている。</li> </ul>	PTA
<ul style="list-style-type: none"> <li>活動の時間、曜日を変更し参加者を増やすことに努めている。</li> <li>活動自体のマンネリ等を防ぐ為、毎年活動内容の見直しを図っている。</li> </ul>	PTA

○「地域のかたが地域活動に参加しやすくなるために工夫していることや取り組み内容」の自由記述

意 見	所属団体
ボランティア活動はいつでもどこでもだれでもが基本です。時間におくれても批判しない事（リーダーがしっかりサポート）。参加者への感謝を忘れない（今日はありがとう、おかげで助かった）。帰りぎわには次回へつなげるお願いをしておく。リーダーは中心を見るのではなく周辺部に気を使う（会場で）	社協支部
連合自治会や社協支部に働きかけ、協働することにより、より多くの人たちに周知している。又地区内の団体の得意分野や利点を生かし参加者の満足度アップにつながっていると思う。反面、委員さんたちの負担は増える一方で、活動を活発にすればする程、民児委員は忙しくなっている。今後はボランティアを増やす事を考えていきたい。	地区民児協
当自治会では20数年ぶりに親睦会を行いましたが、その前後に役員の間に自然な会話が出てくるようになりました。今後ともより多くの行事を行うことが良いコミュニケーション作りに役立つように思いました。	自治会
会議（班長会・役員会）は資料により短時間で済ませ情報交換に時間をかけることによって会議以外でもつながりが出来て参加しやすい雰囲気が出来ると思う。	自治会
地域活動の周知徹底。何をやっているのかを回覧文書でその都度知らせる等、特に清掃活動等目に見える活動を楽しくやるのが一番良い。無理強いは禁物（不参加者はそれなりの事情があることを参加者が理解するようにしている）	自治会
高齢者が多くなり、いろんなイベントへの参加者が年々減少傾向にある。一人でも多くのかたに参加してもらえるようにブロックごとに誘いあって、移動手段も皆で助け合って協力し確保するように努めている。	自治会
情報開示の徹底。情報は会長や役員だけ知っているのではなく、全会員に開示し、会員の意見を吸い上げ易くしている。	自治会
地域活動も長時間だらだらとした活動ではなく、メリハリ付けた短時間の活動内容であれば皆さんの次回からの参加も求めやすくなる。従って事前に活動内容と時間を充分理解してもらい短い時間の中で活動を処理して行く様、心掛けております。	自治会
地域内のすべての関係団体と相談・依頼等何でも話し合いができる環境にある。当地区的自治の伝統であり、それを引き継いで行きたいと思っている。若い役員のかたを増やしていく様、現職の負担が増えない様工夫している。	自治会
当老人会では、一人暮らし等、なるだけ家に引きこもらない様に、みんなに共通する問題（消費者トラブル、認知症、健康問題等）について、講演会等を開催したり、グラウンドゴルフ等、みんなで楽しめるような事を行い、まず人間関係を作ってから参加協力をお願いしている。	老人クラブ

夏休みのラジオ体操は老人会にお手伝いしてもらい最終日に渡すご褒美は、自治会に資金、準備をしてもらい、地域の子どもたちが、子ども会に関係なく参加できるようにしています。	子ども会
「よかったです参加してくださいね」と明るく軽く声かけをすることで参加率がぐっと変わることがあります。役員さんら自らが楽しんでいることが前提になると思います。しかし役員だけが楽しんでいる雰囲気だと外のかたが参加しにくくなるので、なるべくいろいろなかたの意見を聞いて活動を進めることが大事だと思います。	子ども会
Facebook やホームページ、メールなどの媒体を使い幅広い人たちに呼びかけるようにしている。	NPO・ボランティア
ボランティアの人たちを「人手」的に捉えるのではなく、その人たち同士のつながりも生まれるようにしながら、言葉だけでなく、ひとりひとりを大切にしていくことが重要。そういうことで、そのひとりひとりがまた、各々の地域や職場などで、そのような空気・風土を拓げていくことができると思います。	NPO・ボランティア

○「地域における支え合いや助け合い活動、つながりづくりについて必要なこと」の自由記述

意 見	所属団体
現在、個人情報の公開が厳しく制限されている為支援が必要な人などを確認することが困難なため住民の日頃のつき合いを密にすることが必要。そのためには行政がどうすれば良いのか、自治会加入の呼びかけだけではなく自治会役員対象のセミナーや研修会を開催する必要がある。	社協支部
必要と思われる活動（行事）は、小さい成果でも継続して実施する。日頃より挨拶を交わし、少しずつつながりをつくっていく努力をする。子ども会の活動を通じて、親同士のつながりもできるので重視していく。子ども会行事も、可能なかぎり、子どもの自主的な活動を取り入れる。子どもの出番をつくる。	自治会
当自治区域は、4班11組で活動しておりますが各班の相互の連携を図り（各組長の全員出席による組長総会等の開催）自治会活動が目で見える情報発信が（情宣活動）が必要と思う。	自治会
各地で行われている活動の例を紹介（情報交換）し合う場や手段の提供	自治会
一人は皆の為に、皆は一人の為の精神を常に頭に置き、自助、共助、そして公助の活動支援を受けたら、地域住民が常日頃から挨拶を交わすことができて、いざと言う時に近所の人が助け合う事が出来る地域が出来たら良いと思う。	老人クラブ
私達の地域に災害が発生した場合、近くの企業作業場の元気な人達の救助活動への参加要請が出来る体制がほしい。	老人クラブ
今どの団体、地域が何をしているのか、しようとしているのか情報が全く知られていないし知る方法もない、分からぬ。それぞれの自治会で公民館の掲示板等で知らせる等、知らせる工夫をすることが必要だと思います。	育成協
地域における支え合いや助け合い活動、つながりづくりが今なぜ重要なのかという理解をみんなで共有する必要がある。そもそも、その必要性を身近に感じていない人がほとんどではないかと思う。目的が明確になり、その内容が重要だということが理解できれば身近なところから活動を広げることができると思うし、日々の生活を続ける中での物の見方、視点も変わる。	PTA

## (4) 計画策定体制

### ◆府外組織：長崎市地域コミュニティ推進審議会

学識経験者、自治会、民生委員・児童委員、社協支部、NPO等福祉活動団体、事業者、公募委員など19人の委員で構成された同審議会において、全7回の協議を行い、地域福祉計画への意見を聽きました。

長崎市地域コミュニティ推進審議会委員一覧

(五十音順、敬称略)

委員名	役職名	備考
浅川 長	式見町下浜自治会防災隊 会長	
稻田 純子	仁田小学校区子どもを守るネットワーク 事務局長	
角野 悠	公募委員	
小柳 直喜	長崎市老人クラブ連合会 理事	
相田 浩一郎	長崎市民生委員児童委員協議会 理事	
竹内 尚史	一般社団法人長崎市保育会 副会長	
竹内 一	長崎市障害児・者施設協議会 会長	
立山 美代子	長崎市PTA連合会 母親部会 ブロック長	
中嶋 正人	長崎市保健環境自治連合会 監査	
中島 るり子	もってこい長崎レクリエーショングループお手玉の会 会長	
中野 伸彦	長崎ウエスレヤン大学 社会福祉学科長・教授	会長
中村 周平	一般社団法人長崎青年会議所 常務理事	
西 清	長崎市社会福祉協議会支部長会 副会長	副会長
藤原 義博	公募委員	
松崎 純宏	一般社団法人長崎市医師会 理事	
松村 正信	一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会 副会長	
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会 会長	
三浦 宏一	野母地区コミュニティ活性化事業実行委員会 会長	
森 孝幸	長崎市青少年育成連絡協議会 副会長	



## ◆府内組織：長崎市地域福祉推進本部

地域福祉計画を策定するにあたって、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、地域福祉推進本部を設置し、検討しました。

### 長崎市地域福祉推進本部（H21. 5. 19 設置）

本部長：第1順位の副市長

副本部長：第2順位の副市長

本部員：市長部局各部局長、教育長、上下水道局長など22人（部長会構成メンバー）

【所掌事務】①地域福祉に関する市の方向性に関すること（戦略的項目を含む）

②幹事会での審議項目のうち、特に重要なものの等

### 長崎市地域福祉推進本部幹事会

幹事長：福祉総務課長

幹事：しごと改革室長、防災危機管理室長、都市経営室長、地域振興課長、市民協働推進室長、三和行政センター所長、行政体制整備室長、地域コミュニティ推進室長、自治振興課長、安全安心課長、人権男女共同参画室長、西浦上支所長、高齢者すこやか支援課長、障害福祉課長、生活福祉2課長、介護保険課長、地域包括ケアシステム推進室長、地域保健課長、地域医療室長、健康づくり課長、子育て支援課長、こども健康課長、幼児課長、こどもみらい課長、廃棄物対策課長、商業振興課長、土木企画課長、みどりの課長、まちづくり推進室長、消防局予防課長、生涯学習課長、学校教育課長

【所掌事務】①地域との関わり方の方向性に関すること（戦略的項目を含む）

②関連事業・類似事業の調整に関すること

③部会での審議項目のうち、特に重要なものの等

### 地域支え合い検討部会

部会長：福祉総務課主幹（地域福祉計画担当）

副部会長：地域コミュニティ推進室長、高齢者すこやか支援課長

部会員：しごと改革室、防災危機管理室、都市経営室、地域振興課、市民協働推進室、琴海行政センター、行政体制整備室、地域コミュニティ推進室、自治振興課、安全安心課、人権男女共同参画室、福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、生活福祉2課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室、地域保健課、健康づくり課、子育て支援課、こども健康課、幼児課、こどもみらい課、廃棄物対策課、土木企画課、まちづくり推進室、消防局予防課、生涯学習課、学校教育課、本部長が別に定める所属

【所掌事務】①地域をつなぐしくみづくり（住民ニーズの把握、人とサービスをつなげるしくみづくり等）

②地域の見守り、支え合いのしくみづくり（避難行動要支援者に対する取り組み、日常の見守り等）

③地域・団体・行政の役割分担及び連携のためのしくみづくり（情報提供・相談支援の体制等）

④市民活動を推進する方策（関連事業・類似事業の連携等を含む）

⑤市民活動を定着させるための支援策（人材育成・確保、子ども・地域への福祉教育、活動拠点等）

⑥地域福祉計画案の作成（個別計画の横断的整理、他分野計画との調整等）等

連携

【長崎市社会福祉協議会】

連携

【府外組織】  
長崎市地域コミュニティ推進審議会

※長崎市社会福祉協議会の役割等については、

92～93ページに掲載

## 長崎市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織され、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自立性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。

長崎市社協は、昭和39年9月15日に任意団体として設立し、昭和42年1月13日に社会福祉法人として認可されました。



市社協マスコット  
(ピー助)

### 社協の役割 【社会福祉法第109条】

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 社協のはたらき

●調査、研究  
企画、立案

●地域福祉活動  
計画

●総合企画推進

●連絡調整

●情報提供  
広報

●福祉教育研修

住民の生活を守る  
地域福祉目標の実現  
(福祉コミュニティづくり)

### 社協の活動

- ・高齢者福祉
- ・児童福祉
- ・障害児者福祉
- ・母子、寡婦、父子福祉
- ・生活相談
- ・保健衛生との連携
- ・施設福祉
- ・福祉サービスの利用援助
- ・各種福祉運動の推進
- ・福祉財源づくり
- ・ボランティア活動の促進
- ・公的介護保険事業の実施
- ・その他

地域福祉・在宅福祉サービスのネットワークづくり  
(住民参加・福祉団体機関・関連住民組織団体機関)

## 組織化 協働促進

## ★長崎市社会福祉協議会支部とは

地域の中には、各種の住民組織があり、それぞれの組織が固有の目的をもって、『住民のしあわせづくり』に通じる活動を行なっていますが、地域で起きている生活上の問題は複雑かつ多様化してきています。

地域で起きている様々な問題を共有し、解決へ向けた取り組みをみんなで共に考え行動し、みんなで支えあえる地域づくりを目指して、概ね小学校区ごとに、地域の関係機関・各団体やボランティアなどによって構成される『市社協支部』を設置し、地域の特性に応じた活動を展開しています。

現在、長崎市内には58支部が設置され、長崎市社協は各支部の活動を支援しています。

## ★社協支部の概要

※社協支部の構成員や活動内容は、地域の特性に応じて異なります。

### ■構成団体

- 地域内住民
- 住民組織  
　自治会、老人クラブ、障害者団体、婦人会、子ども会、青少年育成会、その他
- 社会福祉専門機関・団体  
　民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、ボランティア、社会福祉施設、病院、その他
- 関連分野団体  
　小中P T A、少年補導委員協議会、防犯協会、交通安全協会、学識経験者、その他

### ■活動内容

- 高齢者福祉活動  
　ふれあい食事サービス、高齢者ふれあいサロン、健康教室、敬老行事、その他
- 児童・青少年福祉活動  
　子育て支援（子育てサロン他）、交流会、スポーツ大会、その他
- 地域全般の活動  
　ふれあい広場、広報活動、ささえあいネットワーク、防災啓蒙活動、その他

## (5) 計画策定の取り組み状況

府外組織

府内組織

住民参加

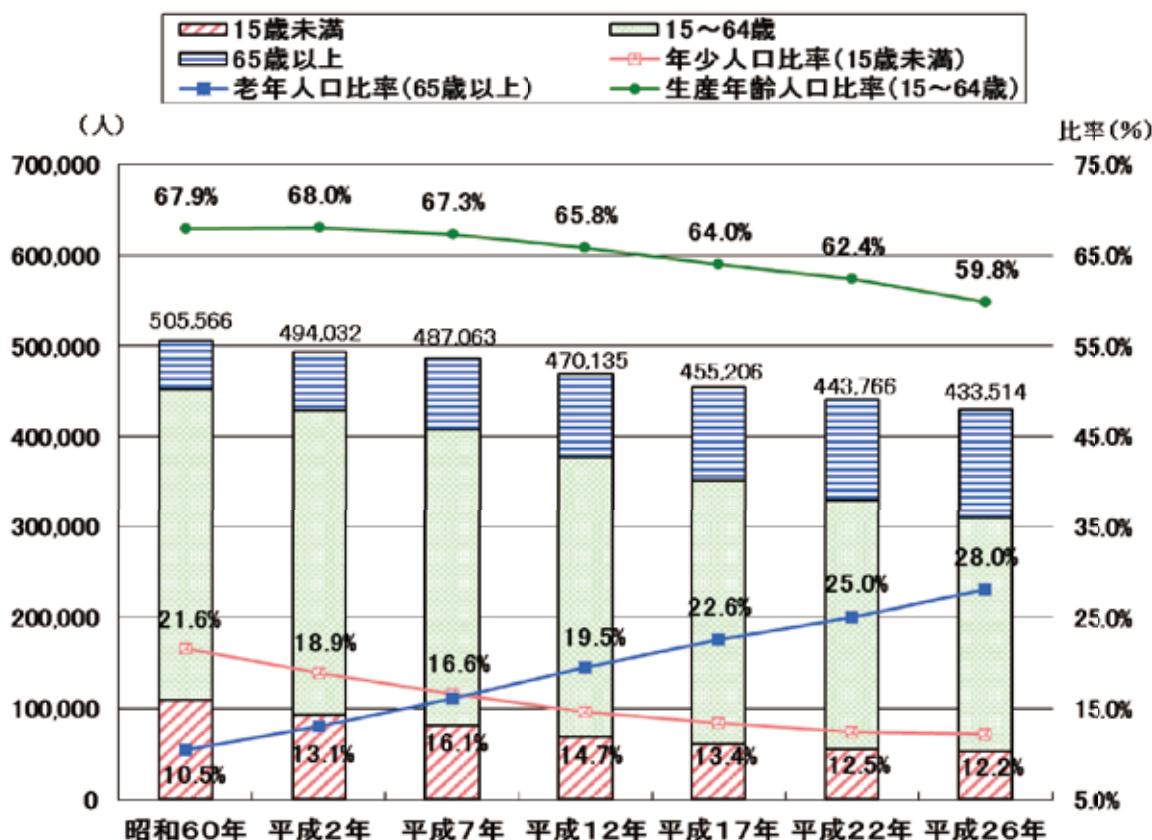
年度	内容等		
	26年度	27年度	
26年度	<p>● 福祉のまちづくりやってみゅうで・わがまち座談会の開催 (H23～H26の間に14地区で開催)</p> <p>● 地域活動の担い手アンケートの実施</p> <p>● 市民意識調査実施</p> <p>● 福祉のまちづくりやってみゅうで・わがまち座談会の開催 (H23～H26の間に14地区で開催)</p> <p>● 地域支え合い検討部会（会議：5回）</p> <p>● 主な協議事項：第1期計画の検証、アンケートの調査案、地域活動調査案、第2期計画概要案、第2期計画案等</p> <p>● 地域福祉推進本部幹事会（会議：4回）</p> <p>● 主な協議事項：第1期計画の検証、第2期計画概要案、第2期計画案等</p> <p>● 地域福祉推進本部（会議：4回）</p> <p>● 主な協議事項：第1期計画の検証、第2期計画概要案、第2期計画案等</p> <p>● 地域コミュニティあり方委員会（会議：4回）</p> <p>● 主な協議事項：アンケートの調査案、第1期計画の進捗等</p>	<p>● 地域コミュニティ推進審議会（会議：7回） ※委員一覧等については90ページ</p> <p>● 主な協議事項：計画概要案、計画案等</p>	
27年度			<p>● パブリック・コメント実施</p>

## (1) 人口

## ◆人口の推移

長崎市の総人口は減少傾向にあります。総人口に占める年少人口比率（15歳未満）が減少しており、生産年齢人口比率（15～64歳）は、平成2年をピークに減少しています。一方、老人人口比率（65歳以上）は増加しており、平成12年以降は老人人口比率と年少人口比率が逆転し、老人人口比率が年少人口比率を上回っています。

## 【3区分人口の推移】



資料：国勢調査（平成26年は10月1日現在の推計人口）

注：旧合併町分を含む。各区分人口比率＝各区分人口／（総人口－不詳）×100

## ◆対象者別人口の推移

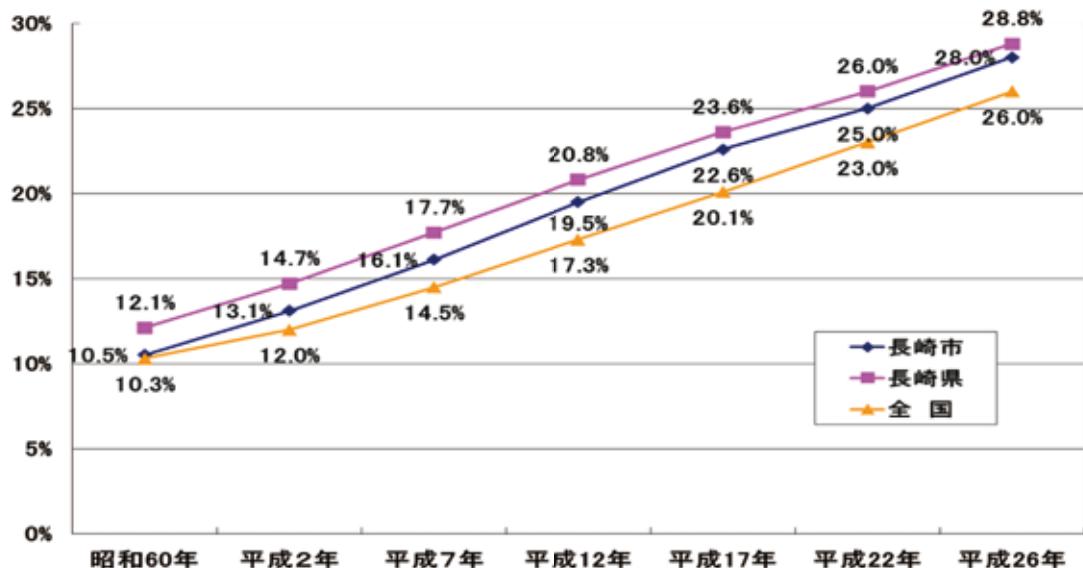
### ① 高齢者

長崎市の高齢化率は、長崎県同様、全国平均を上回っています。

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
高齢者人口 (65歳以上)	53,161	64,569	78,291	91,736	102,824	110,405	120,776
(内 75歳以上)	19,988	24,920	30,169	38,819	49,396	57,933	62,596

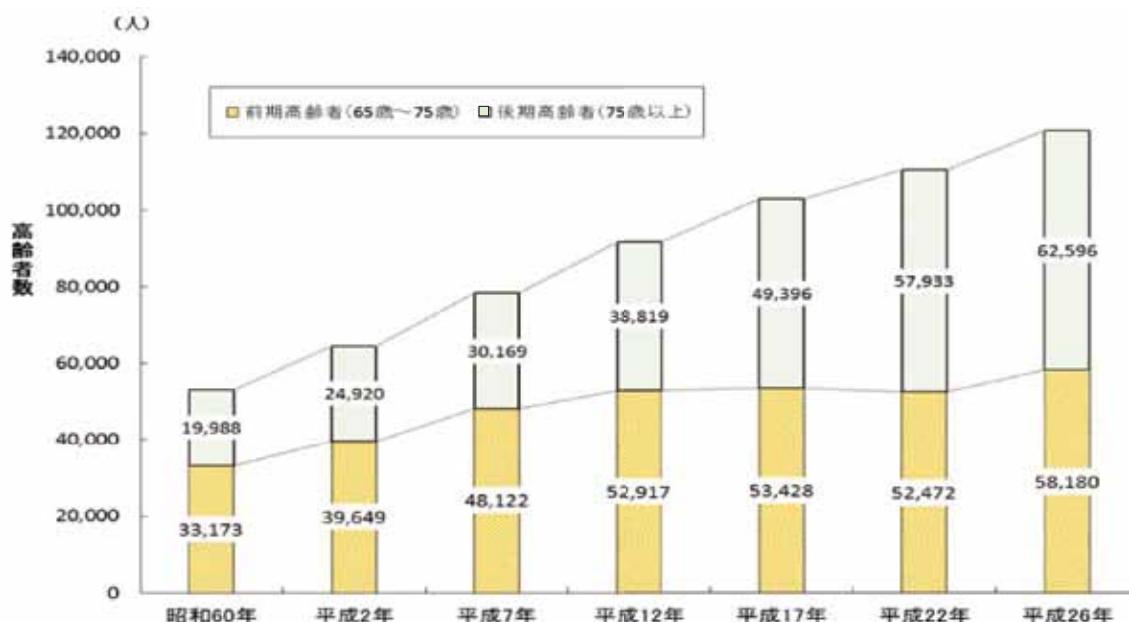
### 【高齢化率の推移】



資料：国勢調査（平成26年は10月1日現在の推計人口） 注：旧合併町分を含む

さらに、高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けてみると、後期高齢者は著しい増加傾向が続いている。一方、前期高齢者は平成12年以降横ばいでいたが、平成26年はいわゆる団塊の世代が65歳以上となっていることから、増加に転じています。

### 【高齢者区分ごとの推移】



資料：長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## ◎要支援・要介護認定者数の状況

長崎市における要支援・要介護の認定を受けた人の数は、平成 26 年 9 月末時点で 29,659 人となっており、総人口の 6.8%を占めています。

要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあります。

### 要支援・要介護認定者数(実数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要支援・要介護認定者合計 (人)	25,790	26,944	27,938	29,111	29,659
総人口に占める割合 (%)	5.8	6.1	6.4	6.7	6.8

資料：長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

注：要支援・要介護認定者合計数は各年 9 月末の状況。総人口に占める割合は国勢調査及び各年 10 月 1 日現在の推計人口に基づき計算

## ◎要支援・要介護認定者における認知症高齢者数の状況

要支援・要介護認定者中の認知症高齢者数及び総人口、高齢者、認定者数に占める割合は、平成 24 年以降は、ほぼ横ばい状態です。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
認知症高齢者数 (人)	13,115	13,345	14,426	14,627	14,365
総人口に占める割合(%)	3.0	3.0	3.3	3.4	3.3
高齢者数に占める割合 (%)	11.9	12.1	12.6	12.4	11.9
認定者数に占める割合 (%)	50.9	49.5	53.0	51.5	49.5

資料：長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

注：認知症高齢者数は各年 4 月 1 日の状況。当該認知症高齢者数は、「認知症高齢者日常生活自立度」Ⅱ以上の数値。総人口、高齢者数に占める割合は国勢調査及び各年 10 月 1 日現在の推計人口に基づき計算。要支援・要介護認定者数に占める割合は各年 9 月末の状況に基づき計算

## ② 障害者

障害者数は、増加傾向にあり、身体障害、知的障害、精神障害を合わせ、平成 26 年度末現在で 30,948 人となっています。

障害別の内訳でみると、身体障害者手帳所持者 23,448 人、療育手帳所持者(知的障害者) 3,860 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 3,640 人となっています。

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者	23,333	23,535	23,486	23,734	23,448
知的障害者	3,482	3,551	3,619	3,763	3,860
精神障害者	3,034	3,330	3,607	3,348	3,640
合 計	29,849	30,416	30,712	30,845	30,948

資料：福祉部の事業概要 注：各年度末の状況

### ③ 子ども

年少人口は年々減少傾向にあり、平成 26 年には 52,350 人となっています。

(単位：人)

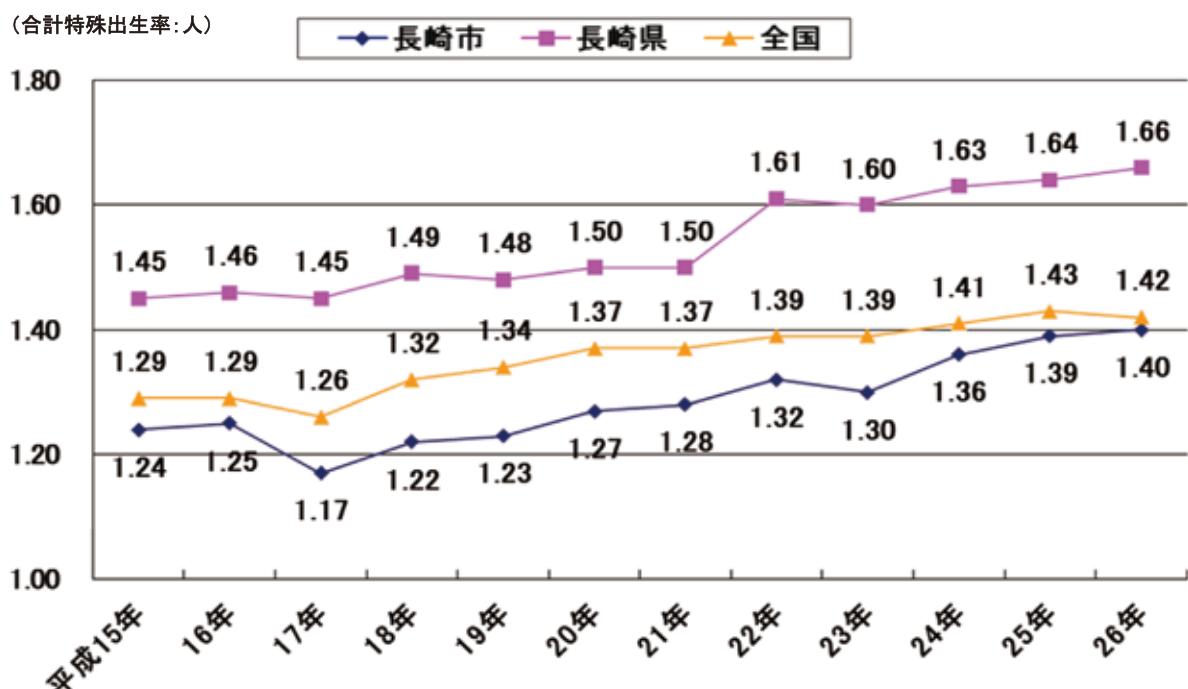
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
年少人口 (15 歳未満)	109,206	93,236	80,779	68,945	60,839	55,317	52,350

資料：国勢調査（平成 26 年は 10 月 1 日現在の推計人口）注：旧合併町分を含む

### ◎合計特殊出生率

全国の合計特殊出生率が 1.26 と過去最低を記録した平成 17 年に、長崎市においても 1.17 と過去最低を記録しています。その後やや回復してきており、平成 26 年では 1.40 となっていますが、長崎県・全国を下回る水準で推移しています。

#### 【 合計特殊出生率の推移と長崎県・全国との比較 】



資料：各年人口動態統計

注：平成 16 年までは旧長崎市、平成 17 年は旧 6 町を含む、平成 18 年以降は旧琴海町を含む

#### 用語説明

■合計特殊出生率 15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出生するとした場合に、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する

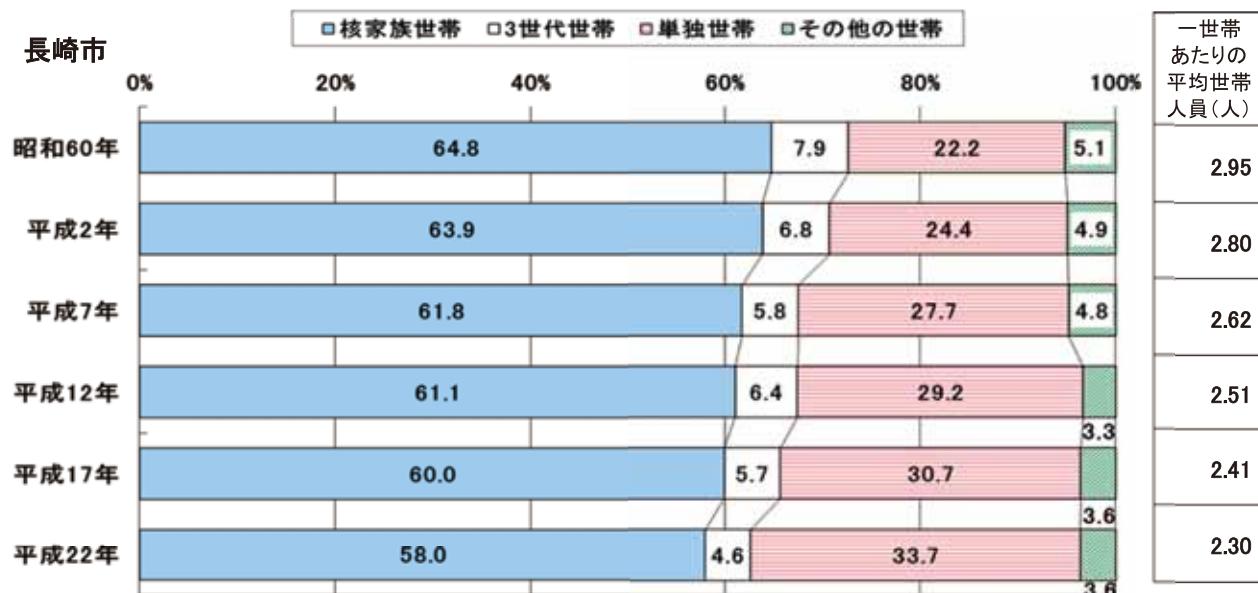
## (2) 世帯

### ① 世帯の家族類型の推移

平成 22 年における家族類型をみると、「核家族世帯」の割合が 58.0% と最も多く、次いで「単独世帯」の 33.7%、「3 世代世帯」の 4.6% となっています。

昭和 60 年からの推移をみると、「核家族世帯」「3 世代世帯」が減少し、「単独世帯」の増加傾向がみられます。

また、一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少傾向にあり、平成 22 年には 2.30 人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



### 【参考】



資料：国勢調査 注：旧合併町分を含む

注：3 世代世帯は、平成 7 年までは、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」「夫婦、子どもと片親からなる世帯」「夫婦、子ども、親と他の親族からなる世帯」の合計値の割合による

### 用語説明

**■3 世代世帯** 世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居している世帯をいい、それ以外の世帯員がいても含まれる。したがって、4 世代以上が住んでいる場合や、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間世代）がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代は含まれない

## ② 高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数

平成 22 年における 65 歳以上の高齢者のいる世帯数は 71,956 世帯となっており、一般世帯数の 38.4%を占めています。

また、高齢単身世帯数は 21,294 世帯、高齢夫婦世帯数は 25,088 世帯となっており、高齢者のいる世帯に占める割合はともに増加傾向がみられます。

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
高齢者のいる 世帯	世帯数（世帯）	38,535	45,434	54,127	62,122	67,622	71,956
	対一般世帯比率 (%)	23.0	26.4	29.9	34.0	36.9	38.4
高齢単身 世帯	世帯数（世帯）	7,262	9,791	12,857	16,384	18,690	21,294
	構成比 (%)	18.8	21.5	23.8	26.4	27.6	29.6
高齢夫婦 世帯	世帯数（世帯）	7,742	10,735	14,255	17,271	19,349	25,088
	構成比 (%)	20.1	23.6	26.3	27.8	28.6	34.9
その他 同居世帯	世帯数（世帯）	23,531	24,908	27,015	28,467	29,583	25,574
	構成比 (%)	61.1	54.8	49.9	45.8	43.7	35.5

資料：国勢調査 注：旧合併町分を含む

## (3) 地域の人的資源

### ◆ 地域活動

#### ① 地域団体等の状況

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自治会	自治会数	988	988	990	990	988
	加入世帯数(世帯)	141,546	140,483	137,630	137,340	135,510
	加入率 (%)	75.3	74.9	73.1	72.6	71.1
世帯数（世帯）		188,098	187,443	188,300	189,227	190,572
子ども会	子ども会数	334	324	290	283	271
	会員数（人）	14,644	13,842	12,482	12,050	11,467
老人 クラブ	クラブ数	389	373	367	360	356
	会員数（人）	23,103	21,874	21,164	20,270	19,621

資料：自治会 自治振興課 注：各年度4月1日の状況。世帯数は各年度4月1日現在の推計人口

子ども会 こどもみらい課 注：各年度末の状況

老人クラブ 高齢者すこやか支援課（福祉部の事業概要） 注：各年度4月1日の状況

### 用語説明

- 高齢単身世帯 65 歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)
- 高齢夫婦世帯 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)

## ② 特定非営利活動法人（NPO）認証の状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
長崎県（件）	337	366	397	427	451
うち長崎市（件）	113	122	130	138	148

資料：長崎県HP／NPO・ボランティア情報（NPO法人の設立申請・認証状況）

注：各年度末の状況

## ③ ボランティア団体の登録状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
団体	団体数（団体）	135	136	144	143
	登録人数（人）	9,190	6,683	6,528	5,127
個人（人）	106	219	219	217	241
計（人）	9,296	6,902	6,747	5,344	8,874

資料：長崎市社会福祉協議会 ボランティア登録団体数 注：各年度末の状況

# ◆ 民生委員・児童委員、主任児童委員、障害者相談員

## ① 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員（人）	うち主任児童委員（人）	地区数（地区）
965	89	49

資料：福祉保健総務課 注：平成27年12月1日の状況

## ② 障害者相談員の状況

身体障害者相談員（人）	知的障害者相談員（人）	精神障害者相談員（人）	合計（人）
23	3	2	28

資料：福祉部の事業概要 注：平成26年度末の状況

## 用語説明

■ **特定非営利活動法人(NPO)** 「NPO」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した法人。法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている

■ **民生委員・児童委員** 民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるかたで、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている

■ **主任児童委員** 主任児童委員は、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う

■ **障害者相談員** 身体障害者、知的障害者、精神障害者の種別ごとに配置し、福祉事務所などの関係機関と連携を保ちながら、障害者のための更生援護の相談、指導などの業務を行う

## (1) 長崎市よかまちづくり基本条例

平成27年 長崎市条例第39号

長崎市においては、これまで市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によって復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し（しょうろうながし）」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となっています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えてています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

### この前文には、なにが書いてあるの？

長崎市の歴史、伝統や文化及び社会状況の変化を踏まえ、将来の理想として掲げたまちを、私たちみんなでつくっていくことを宣言しています。

### (まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。

### なにを、宣言しているの？

市民の皆さんや、議会、行政など、あらゆるまちづくりの担い手である「私たち」が、  
 ・「長崎のまちをみんなでつくる」  
 ・「自分たちのまちは自分たちでよくする」  
 という気持ちを共有して、お互いのつながりをさらに深め広げ、「参画」と「協働」による、長崎らしいまちづくりを進めるなどを宣言しています。

### (用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
  - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
  - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
- エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
- オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
- カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

### 「市民」って、住んでる人だけ？

この条例で定める「市民」の範囲は、様々なひとが、助け合い協力し合って、まちに係わっていることから、住民の皆さんや、市内に通勤・通学しているかた、企業、学校、地域団体、NPO 等市民活動団体などで活動されているかたを含めて、広く「市民」として定めています。

## (まちづくりの基本理念)

- 第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。
- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたくなる魅力あるまちづくり
  - (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
  - (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

## 基本理念って、なに？

将来のまちに求める姿、理想として掲げる「まち」を実現するための根本となる考え方、まちづくりのあり方を基本理念として定めています。

## (まちづくりの基本原則)

- 第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。
- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
  - (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
  - (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

## 基本原則って、なに？

「まちづくりの基本理念」を実現するため、まちづくりにあたっての基本的な決まりごとや基本的な進め方を、「まちづくりの基本原則」として定めています。

## (市民の役割)

- 第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。
- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
  - 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しあるもいやりをもって、様々な扱い手とつながり、積極的に協働します。
  - 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

## 市民は、なにをするの？

市民の皆さんのが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働することを、「市民の役割」として定めています。

## (議会の責務)

- 第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を發揮します。
- 2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例（平成22年長崎市条例第37号）によります。

## 議会は、なにをするの？

市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を發揮することを定めています。その他については、長崎市議会基本条例を尊重することとしています。

## (市長等の責務)

- 第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。
- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
  - 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
  - 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
  - 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
  - 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
  - 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

## 市長等は、なにをするの？

情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等を定めています。

## (職員の責務)

- 第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、様々な扱い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
  - 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

## 職員は、なにをするの？

職員が、職務の遂行の大切さと、この条例上、職務外においては、職員も市民の一員であるため、市民の役割を担うことを認識するための責務を定めています。

## 附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

## 本誌でご紹介した地域活動の一覧です。

活動名	掲載ページ	活動名	掲載ページ
あ行		た行	
飽の浦地区ふれあい夏祭り	68	ダイヤランドまちづくり連絡協議会	49
朝日校区 慰靈盆踊り大会	68	高尾地区 ふれあい食事懇談会	28
愛宕団地 ささえあいネットワーク	55	高島地区 黄色い旗運動(高齢者の見守り)	54
愛宕地区 ふれ愛ウォーキング	72	高島地区 ふれあい運動会	66
伊王島地区 高齢者ふれあいサロン	42	高城台地区懇談会	32
稻佐校区 原爆慰靈・盆踊大会	70	高浜地区 八幡神社大祭	70
伊良林地区 伊良林校区まつり	67	橋地区 青色パトロール事業	57
岩屋中校区 地域交流イベント	27	立神地区 餅つき大会	22
岩屋町 便利屋さん(日常生活支援)	56	為石校区運動会	29
江平地区ふれあい食事会	44	土井首健康マラソン大会	72
大浦小 集団下校見守り活動	57	戸石地区 いきいきサロン	41
か行		戸町地区 ふれあい食事会	44
片淵近隣公園の清掃活動	35	な行	
上小島地区 ハ剣神社の子ども神輿	68	浪の平納涼夏祭り	70
神の島公園あじさい祭り	69	滑石小 授業参観時学校内託児室	46
蚊焼町民大運動会	73	滑石団地 高齢者ふれあいサロン	43
川原地区 スポーツ大会	73	西浦上中央地区 高齢者サロン	42
北大浦地区 ふれあい食事会	43	西浦上東部地区 親睦レクリエーション祭	74
琴海地区 どんぐりまつり	69	西坂地区 防災活動	60
琴海ニュータウン 介援隊(日常生活支援)	56	西城山地区 ふれあいレクリエーション大会	23
香焼地区 高齢者ふれあいサロン	42	西町まつり	21
こえばる朝市	24	西山台地区 三世代交流祭	70
小江原ニュータウン 地域ふれあいもちつき大会	71	仁田地区 ふれあい食事会	43
古賀地区 納涼夏祭り	66	仁田南部地区 ふれあい健康まつり	31
小ヶ倉小 100人パトロール	57	野母崎樺島地区 クリーンアップ作戦	37
小島っ子ランド「わくわく」放課後子ども教室	41	野母地区 自治会親睦グラウンドゴルフ大会	73
さ行		は行	
桜町小 100人パトロール	57	晴海台地区 ふれあい食事会	44
桜町地区 夏祭り	67	日見地区 防災訓練	25
佐古地区 高齢者ふれあいサロン	41	深堀地区 ふれあい食事会	20
式見地区 防災ささえあいマップ	60	福田地区 ふれあい食事会	26
城山地区 スポーツフェスタ in 城山	74	ま行	
諏訪小 わくわくキッズ	67	三重地区ペーロン大会	71
錢座樂笑サロン	30	水の浦地区 球技大会	72
外海地区 ふれあい広場	69	三原地区 ふれあいサロンと食事会	42
や行		三原地区 夜警パトロール	37
矢上地区 矢次郎神社まつり	66	茂木地区ふれあいまつり	71
山里地区 ふれあい食事サービス	44	わ行	
横尾小グリーン広場整備	38	脇岬地区民体育祭	74
横尾地区 高齢者見守りネットワーク	53		

地域活動の取材にあたっては、多くの皆様にご協力いただきました。  
ありがとうございました。

## **第2期やってみゅ～で・わがまち ささえあいプラン**

**【長崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画】**

---

策定 平成28年3月

**長崎市 福祉部 福祉総務課**  
〒850-8685 長崎市桜町2番22号  
電話：095-822-8888（代表・あじさいコール）  
095-829-1161（直通）

長崎市 ささえあいプラン  

**社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会**  
〒850-0054 長崎市上町1番33号  
電話：095-828-1281